

I 相談に関すること

(1) 鳥取県ロービジョンケアネットワーク「ほしぞら」

◎鳥取県版スマートサイト（ロービジョンケア紹介リーフレット）について

鳥取県では、平成31（2019）年度末に鳥取県眼科医会により鳥取県版スマートサイト（ロービジョンケア紹介リーフレット）が作成されました。これは県内でロービジョンケアに関わる機関や団体を総合的に紹介するもので、「見えにくい」ことでお困りの方へ分野別（行政・医療・教育・福祉・当事者団体）の相談窓口がわかりやすく記載されています。

- このリーフレットは県内の眼科施設で配布されます。
- 連絡は必ず事前に電話にてお願いいたします。
- 状況に応じて、新たな施設を紹介することがあります。

○鳥取県視覚障がい者支援センター

県内の視覚障がいのある方に対する総合的な相談支援の窓口として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」を県内3か所に設置し、見えない・見えにくい方、そのご家族や支援者の方などに対する情報提供や個々のニーズに応じた相談支援を行っています。

【窓 口】

県東部)

鳥取県視覚障がい者東部支援センター

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館4階

電話：0857-32-8015 Eメール：t-senta@tottori-lighthouse.or.jp

相談受付時間：9:00～17:00 土日祝日除く

県中部)

鳥取県視覚障がい者中部支援センター

〒682-0023 倉吉市山根540-1 パープルビル4階

電話：0858-27-1654 Eメール：c-senta@tottori-lighthouse.or.jp

相談受付時間：9:00～17:00 土日祝日除く

県西部)

鳥取県視覚障がい者支援センター

〒683-0001 米子市皆生温泉 3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟内

電話：0859-46-0778 Eメール：s-senta@tottori-lighthouse.or.jp

相談受付時間：9:00～17:00 土日祝日除く

○鳥取県ロービジョン相談窓口

県内のロービジョン者、その家族や支援者からの生活、医療、福祉などに関する相談に対応する窓口です。

〒683-8504 米子市西町 86 番地 鳥取大学医学部アレスコ棟 6 階

電話：0859-38-7584 080-9433-5279 (携帯)

Eメール：info.tottori.lv@gmail.com

相談受付時間：9:00～15:00 土日祝日・年末年始除く

○鳥取大学医学部附属病院眼科ロービジョン外来

視覚補助具の選定と訓練、訓練士（生活、歩行）への紹介、身体障害者等級・障害年金の判定、就労・就学の相談などを行います。

電話：0859-38-6612 診療時間等：週1回月曜午後（14:00～16:00）完全紹介制

○鳥取県立鳥取盲学校

盲学校は、見えづらさをサポートする学校です。学校内だけでなく、県内各地で支援活動を行っています。

●教育相談支援

～乳児から学齢期児童生徒及び保護者、在籍園・在籍校・関係機関等の担当者～

*見え方に応じて、見る力、育児、就学、学習、生活、環境整備、進学、進路等についての相談や情報提供、支援を行っています。

*相談によっては、乳幼児親子教室（東部地区：つくしんぼ教室）での支援も行っていきます。

※西部地区はきらら教室（県立皆生養護学校内） 電話：0859-34-5910

※中部地区はわくわく教室（鳥取県盲・聾学校附属教育支援センターわくわく）

電話：0858-23-9179

- 学校見学・体験学習
- 研修会・理解学習
- 教材・教具等の貸し出し 等

【窓 口】

鳥取県立鳥取盲学校 支援部 特別支援教育コーディネーター

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1265 電話：0857-23-5441

○山陰網膜色素変性症協会（JRPS山陰）

患者会として情報の交換や、相談会・医療講演会・一泊交流会などを開催します。

会 長 矢野 健 〒690-0044 松江市浜乃木1-5-65 電話：0852-28-7691

事務局長 矢野 美和子 電話：090-6839-2120

Eメール：contact@rp-sanin.sakura.ne.jp

○鳥取県網膜色素変性症当事者の会（とっとりRP）

「心をつなぎあい 人生を豊かに！」をスローガンに活動しています。

会 長 谷口 慎二 〒683-0001 米子市皆生温泉2-10-18

電話：080-6328-4767 Eメール：ts7805kkhdn@kuf.biglobe.ne.jp

○鳥取県視覚障害者福祉協会

2013（平成25）年から公益社団法人として活動している、「視覚障がい者による視覚障がい者のための」当事者団体です。県内3圏域東部・中部・西部の各支部毎に活動を行っています。

外出・日常生活・コミュニケーション・生活用品（補装具・日常生活用具等の紹介、取り次ぎ）などの支援を行います。

【窓 口】

鳥取県視覚障害者福祉協会 事務局

〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階

電話：0859-35-4336 Eメール：info@tori-sishoukyou.org

(2) その他の専門機関

(生活・医療・権利擁護等)

○鳥取県盲ろう者支援センター

県内の盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県盲ろう者支援センター」を設置し、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣や相談支援事業、生活・コミュニケーション訓練事業を行っています。

【窓 口】

鳥取県盲ろう者支援西部センター

〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-36

電話：0859-30-3830

鳥取県盲ろう者支援東部センター

〒680-0862 鳥取市雲山562番地

電話：0857-30-8980

Eメール(共通)：t-db-sc@tottoridb.jp

○難病相談・支援センター

鳥取医療センター(鳥取市)と鳥取大学医学部附属病院(米子市)に「難病相談・支援センター」を設置し、難病患者及びその家族に、療養生活に必要な情報提供や相談を行っているほか、在宅で療養中の難病患者へ訪問看護等の支援も行っています。

【窓 口】

難病相談・支援センター鳥取

〒689-0203 鳥取市三津876 電話：0857-59-0510

難病相談・支援センター米子 難病医療連絡協議会

〒683-8504 米子市西町36-1 電話：0859-38-6986

○障がい者差別解消相談支援センター

平成29年9月1日から施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい

社会づくり条例」(愛称：あいサポート条例)の規定に基づき、障がいを理由とする差別について、相談員が相談に応じるとともに、相談者への支援を行うため、県内3カ所に「障がい者差別解消相談支援センター」を設置し、障がいを理由とする差別についてのご相談を受ける体制を整えています。

【窓 口】

県東部) 鳥取人権尊重社会推進局 (鳥取県庁本庁舎5階) 電話：0857-26-7677

県中部) 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 電話：0858-23-3270

県西部) 鳥取県西部総合事務所県民福祉局 電話：0859-31-9649

Eメール(共通)：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

○高齢者・障がい者支援センターとっとり

「高齢者・障がい者支援センターとっとり」は、鳥取県弁護士会が設置した組織で、鳥取県内の弁護士が参加しています。

*高齢者・障がい者ご本人だけでなくご家族や生活支援者(福祉関係者など)のご相談も受け付けます。

*消費者被害、遺言・相続、成年後見、財産管理、介護、虐待など何でもご相談ください。

●高齢者・障がい者なんでも無料電話相談

電話：フリーダイヤル(通話料無料)0120-65-3948

相談受付時間：毎週月・木曜日 13:30~16:00

○日本視覚障害者団体連合 総合相談室

日本視覚障害者団体連合では、日本視覚障害者センターにおいて次の相談を実施しています。

●総合相談(年2回)

●定例法律相談(毎月1回)

●生活相談(随時)

●聞こえにくさ相談(年1回)

●見えにくさ相談

●集中電話相談(月1回)

これらの相談は、電話・来所・手紙・電子メール等様々な形態で実施しています。また、すべての相談は無料で行なっています。

●相談に当たっての注意事項

電話による相談：月～金曜日(年末年始は除く)

来所による面接相談：原則として予約制

相談時間：午前は10時から12時、午後は1時から4時まで(昼休みあり)。

一つの相談：30分(聞こえにくさ相談は1時間)を限度とします。

その他：フォローアップのために、連絡先を伺うことがあります。内容によっては、即答できないことがあることを予めご了解ください。

【窓 口】

日視連総合相談室 電話：03-3200-0011 Eメール：soudan@jfb.jp

(就労関係)

○鳥取障害者職業センター

障がいのある方の職業相談・職業評価、その他の支援を行っています。

●障がいのある方に対して

*職業準備支援：一定期間通所して、就職に向けた準備を行います。

*ジョブコーチ支援：ジョブコーチが職場を訪問して支援を行います。

*リワーク支援：うつ病等で休職中の方への職場復帰支援を行います。

●事業主に対して

*障がい者の採用計画、雇用管理、職場定着等に関する支援を行います。

鳥取障害者職業センター

鳥取市吉方189 電話：0857-22-0260

○障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。福祉施設や事業所等における基礎訓練や職業準備訓練の紹介をしています。また、事業主に対する雇用管理に関する助言や就職後の職場定着支援も行っています。

障害者就業・生活支援センターしらはま

鳥取市伏野 2259-17 電話：0857-59-6060

障害者就業・生活支援センターくらよし

倉吉市住吉町 37-1 電話：0858-23-8448

障害者就業・生活支援センターしゅーと

米子市道笑町二丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 電話：0859-37-2140

○公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方の就業について、相談・支援を行います。

鳥取公共職業安定所（ハローワーク鳥取） 管轄：鳥取市・岩美郡・八頭郡

鳥取市富安二丁目 89 電話：0857-23-2021

倉吉公共職業安定所（ハローワーク倉吉） 管轄：倉吉市・東伯郡

倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎 電話：0858-23-8609

米子公共職業安定所（ハローワーク米子） 管轄：米子市・境港市・西伯郡・日野郡

米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4 階 電話：0859-33-3911

米子公共職業安定所根雨出張所（ハローワーク根雨） 管轄：日野郡

日野郡日野町根雨 349-1 電話：0859-72-0065

鳥取県立鳥取ハローワーク

鳥取市東品治町 11-1（J R 鳥取駅構内） 電話：0857-51-0501

鳥取県立倉吉ハローワーク

倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 1 階 電話：0858-24-6112

鳥取県立米子ハローワーク

米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4 階 電話：0859-21-4585

鳥取県立境港ハローワーク

境港市上道町 3000 境港市役所別館 1 階 電話：0859-44-3395

○認定 N P O 法人 タートル

タートルは、視覚障害というハンディキャップを乗り越えて働く、働き続けることを目標として設立された団体です。会員の体験をもとに、視力低下によって仕事を続けることに悩みを抱える方の相談にのったり、支援を行ったりしています。

■事務局

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町2番5号

社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター 東京ワークショップ内

電話 03-3351-3208 ファックス 03-3351-3189

※電話による照会・相談は、土日・祝日を除く 10:00～20:00 にお願ひします。

※電話は、都合により出られない場合があります。可能な方は、以下によりメールでお願ひします。

■タートルにメールいただく場合には、その内容により、以下のアドレス宛にお願ひします。

●就労に関するご相談：soudan@turtle.gr.jp

●入会、退会、寄付等のお申し込み：uketsuke@turtle.gr.jp

●その他のお問合せ：mail@turtle.gr.jp